

(運営規則第29条第1項関係)



所属コード		一般 ・特別・住宅災害・訴訟		資金借用証書											
12345															
組合員氏名		貸付決定番号		借受年月日			借受金額								
組合員証番号				令	年	月	日	金	百万	十万	万	千	百	十	円
互助 太郎									2	0	0	0	0	0	0
6	5	4	3	2	1										
<p>一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則（以下「運営規則」という。）の定めを承知の上、上記の金額を次の条件により借用しました。</p> <ol style="list-style-type: none">利率は、月0.105パーセント（住宅災害資金及び訴訟資金にあっては無利息）とします。貸付金及び利息は、運営規則第37条の規定により、最終回の償還額を除き、元利均等で毎月償還します。借受人が組合員の資格を喪失したとき又は申し込みの内容に偽りのあることが認められたときは、未償還元利金相当額を即時に償還します。借受人が組合員の資格を喪失したときは、退職手当及び互助組合の給付金から未償還元利金相当額を控除されることに異存ありません。															
一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様															
借 受 人	所属名	広島小学校 (TEL)082-111-2222													
	現住所	広島市中区互助町1丁目2-3													
	職氏名	互助 太郎 互 印													

(運営規則第29条第1項関係)

互 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書

貴広島県教育職員互助組合へ申し込む下記1の貸付金について、一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則第23条に規定する貸付保険の適用を受けるにあたって、個人情報を下記2のとおり取り扱うことに同意します。

1 貸付金

貸付種別	一般、 特別 、住宅災害、訴訟 資金貸付
貸付申込金額	200万円
貸付申込年月日	令和 3年 9月 30日

2 貸付保険に係る個人情報の取扱い

一般財団法人広島県教育職員互助組合は、貸付保険に関して、借受人に債務不履行が発生した場合又は借受債務不履行の可能性が極めて高い場合、当該借受人の個人情報を、以下のとおり第三者に提供します。

<提供先>

- 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

<提供先における個人情報の利用目的>

- 保険金の支払審査
- 債権の保全

<提供される個人情報の内容>

- 職名、氏名、年齢、住所、電話番号、給料月額及び申込理由等貸付申込書に記載されている事項
- 登記事項証明書等提出書類に記載されている事項
- 貸付原票等償還管理に必要な資料に記載されている事項
- 弁護士等及び裁判所からの債務整理に関して通知された事項
- その他損害保険会社が必要と認める書類に記載されている事項

※ 借受人に債務不履行が発生した場合とは、自己破産の申し立て若しくは民事再生の開始決定が行われた場合又は懲戒免職若しくは退職・退会で一括償還できない等により、償還が滞った場合をいいます。

借入人の債務不履行の可能性が極めて高い場合とは、弁護士等から債務整理の連絡、懲戒免職又は退職・退会で一括償還ができない等により、償還が滞った場合をいいます。

一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様

令和 3年 9月 30日

同意者 (借受人)	所属名 広島小学校	TEL 082-111-2222
	現住所 広島市中区互助町1丁目2-3	TEL 082-123-4567
	職名 教諭	
	氏名 互助 太郎	互 助 印